

南山城村

第8次高齢者福祉計画

第7期介護保険事業計画

平成30(2018)年3月

京都府 南山城村

1 基本理念

(1) 基本理念

本計画の基本理念は、国の「地域共生社会」実現に向けた方針、本村の総合計画・地域福祉計画といった上位計画のビジョン・理念を踏まえつつ、前計画の基本理念を発展的に継承し、次のように設定します。

絆を生かし 地域で支え合える 村づくり

一人ひとりが、いつまでも健康で、
住み慣れた地域で互いに支え合いながら、
いきいきと心豊かに暮らせる村づくりを継承し、
進めています。

(2) 設定の考え方

「南山城村第4次総合計画」では、めざすべき将来像として“自然が薫り 絆が生きる 自立するむら！みなみやましろ”を掲げており、平成28（2016）年度に策定した地域福祉計画では、「支え合いの心を育み、絆が生きる南山城村」を基本理念として掲げています。

—南山城村第4次総合計画—

[計画期間]：平成24～33（2012～2021）年度

《村づくりビジョン》自然が薫り 絆が生きる 自立するむら！みなみやましろ

《保健・福祉分野等》安心・安全な暮らしを地域で支え合うむらをめざして

—笠置町・和束町・南山城村地域福祉計画（南山城村編）—

[計画期間]：平成29～38（2017～2026）年度

《基本理念》支え合いの心を育み 絆が生きる南山城村

こうした上位計画のビジョン・理念は、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・進化の考え方等にも密接に結びつくものであり、本計画においても、これまで以上に「地域の力＝絆」を強め、地域における支え合いによって、様々な課題を解決していくことが重要であることを示すものとして、基本理念を設定しています。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、計画課題を踏まえた計画目標として、次の3つの基本目標を設定し、関連する施策、事業を総合的に推進していきます。

基本目標1

住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みづくり

これまで培われてきた人と人、地域や行政・関係機関等の“絆”を生かし、地域包括支援センターを中心に医療、保健、福祉、地域活動、介護等の連携をさらに強化し、ともに見守り、助け合い、支え合いながら、いつまでも安心して住み慣れた地域で暮らせる仕組みをつくります。

基本目標2

豊かさを共有できる基盤づくり

超高齢化社会を迎えた本村においては、高齢になっても健康的で生きがいを持ちなが
ら、自宅での暮らしの継続や、自宅での暮らしの継続が困難になった際の施設の利用等、
それぞれの状態に応じた希望の実現をめざし、明るく活力のある生活を続けていくため
の支援が必要です。また、こうした多様な支援は、それを利用する高齢者等だけではな
く、その家族を支えるという意味でも重要になります。

そのために、課題となっている施設整備をはじめとした必要なサービス基盤の整備、
認知症高齢者への支援、権利擁護の推進等に加え、健康づくりや生活改善・介護予防の
推進、趣味活動や社会活動を支援し、自ら健康と生きがいをつくり、互いに豊かさを共
有することのできる基盤をつくります。

基本目標3

安心してサービスを受けることのできる村づくり

平成29（2017）年4月に開始した介護予防・日常生活支援総合事業をはじめ、住
み慣れた地域で暮らしていくために必要なサービス等について、今後も適宜、充実・継
続を図りながら、実施していきます。

3 地域包括ケアシステムの構築・充実

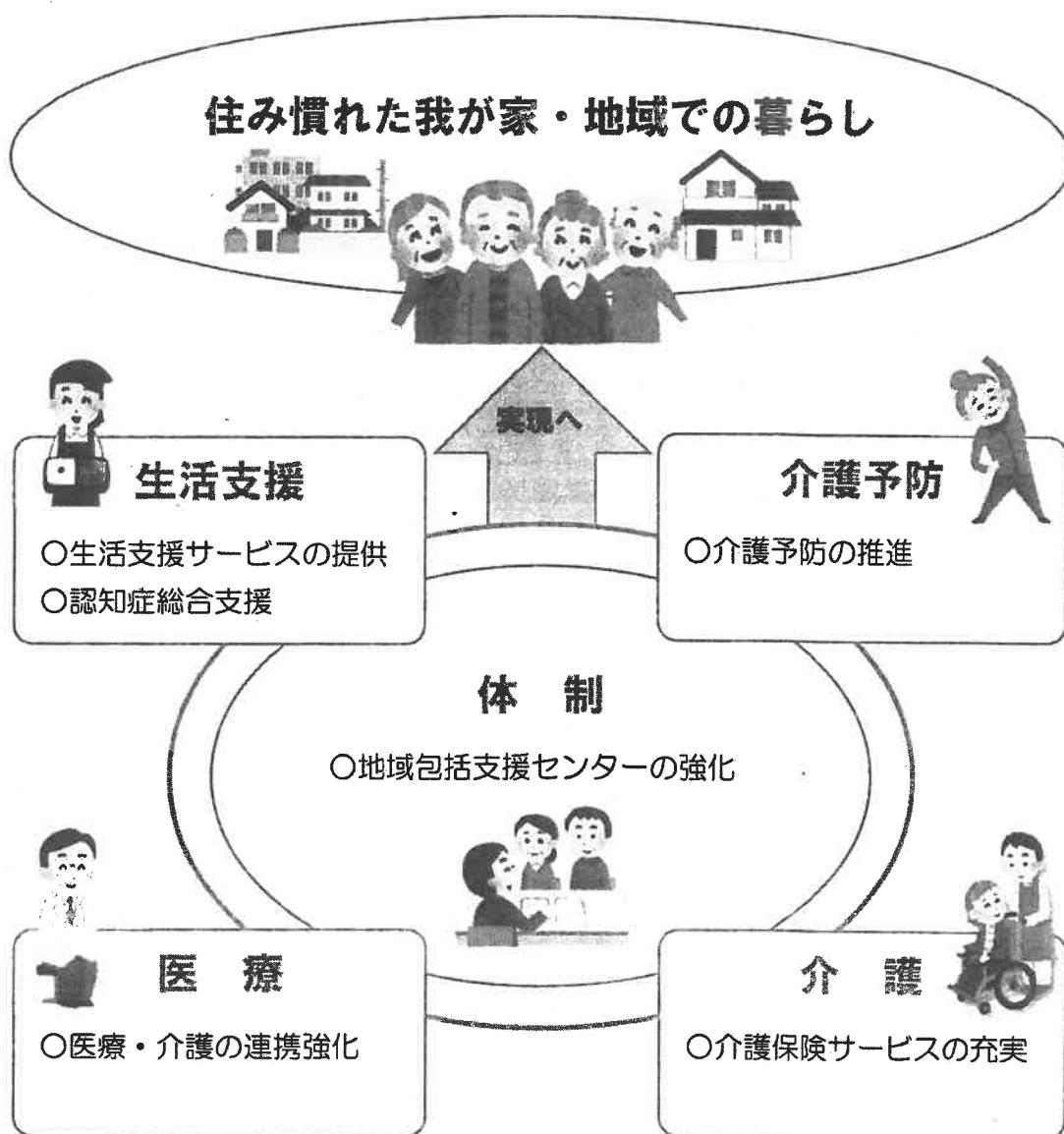
団塊の世代が後期高齢者となる平成37（2025）年に向けて、国が示す地域包括ケアシステムのモデルを踏まえ、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築が求められています。

そうした状況を踏まえ、本村においては、第6期計画を地域包括ケア計画として位置づけ、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めてきました。

本計画においても、引き続き地域包括ケア計画として位置づけるとともに、さらなる構築と充実に向けた取り組みを進めています。

（1）南山城村の地域包括ケアシステム

南山城村における地域包括ケアシステムは、「体制」「生活支援」「介護予防」「介護」「医療」の5つの枠組みで構築・充実し、住み慣れた我が家・地域での暮らしの実現につなげていきます。



(2) 地域包括ケアシステムを構成する機能・取り組み等の整備プラン

南山城村における地域包括ケアシステムを構成する5つの枠組みごとの機能・取り組み等の整備の時期については、次のように想定しています。

地域包括ケアシステムのあり方は、時代や社会状況の変化等によって、今後も必要に応じて検討・変更していく必要があり、ここで示す内容は、あくまで現時点の想定です。

また、それぞれの機能・取組について、次の表の中で「実現の時期」を示していますが、こうした機能については整備後も適宜、強化・充実を検討していきます。

①体制

求める機能・取り組み等	実現の時期			
	第6期 ～H29 (～2017)	第7期 H30～32 (2018～20)	第8期 H33～35 (2021～23)	第9期 H36～38 (2024～26)
地域包括支援センターの強化				
地域包括支援センターの設置	○			
24時間、365日相談を受ける体制の構築	○			
地域ケア会議の開催による地域課題の把握	○			
地域ケア会議を開催による困難ケース（個別ケース）に関する議論	○			
地域のインフォーマルサービス等も含めたサービスの状況把握と情報提供の実施	○			

②生活支援

求める機能・取り組み等	実現の時期			
	第6期 ～H29 (～2017)	第7期 H30～32 (2018～20)	第8期 H33～35 (2021～23)	第9期 H36～38 (2024～26)
生活支援サービスの提供				
生活支援コーディネーターの配置	○			
サービス提供主体間の情報共有・連携強化の場として協議体の設置	○			
生活支援を担うボランティアの養成		○		
高齢者の移動支援（買い物、通院等）の取り組み	○			
村・社会福祉協議会の取り組み、民間事業者との連携等による一人暮らし高齢者の見守り・声かけの実施	○			
認知症総合支援				
認知症初期集中支援チームの設置	広域			
認知症地域支援推進員の配置	○			

○：南山城村による整備・着手
広域：3町村による共同

③介護予防

求める機能・取り組み等	実現の時期			
	第6期 ～H29 (～2017)	第7期 H30～32 (2018～20)	第8期 H33～35 (2021～23)	第9期 H36～38 (2024～26)
介護予防の推進				
介護予防の場・サービスの整備（一般高齢者も利用可）	○			
住民主体の介護予防の場・サービスの整備（一般高齢者も利用可）	○			
介護予防対象者の把握	○			

④介護

求める機能・取り組み等	実現の時期			
	第6期 ～H29 (～2017)	第7期 H30～32 (2018～20)	第8期 H33～35 (2021～23)	第9期 H36～38 (2024～26)
介護保険サービスの充実				
介護人材の育成・確保に関する取り組み		○		

⑤医療

求める機能・取り組み等	実現の時期			
	第6期 ～H29 (～2017)	第7期 H30～32 (2018～20)	第8期 H33～35 (2021～23)	第9期 H36～38 (2024～26)
医療・介護の連携強化				
医療・介護の関係者が参加し、ネットワークの構築、情報共有を行う協議会等の設置	広域			
連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療連携拠点の設置	広域			
医療・介護の関係者、多職種による事例検討や合同研修の実施	広域			
退院後の生活や在宅での看取り等、在宅医療に関する地域住民への啓発活動	広域			

○：南山城村による整備・着手
 広域：相楽郡医師会、木津川市、
 郡内町村による共同

4 施策の体系

基本理念	基本目標	推進施策
絆を生かし 地域で支え合える 村づくり	1 住み慣れた地域で 暮らし続けられる仕組みづくり	1 地域包括支援センターの運営 2 地域包括ケアシステムの構築 3 医療・介護の連携 4 緊急通報体制整備 5 相談支援体制の維持
	2 豊かさを共有できる 基盤づくり	1 基幹的な介護サービスの充実 2 地域支援事業の充実 3 認知症高齢者への支援 4 高齢者の虐待防止と権利擁護 5 高齢期の健康づくりの推進 6 生きがい活動・居場所づくりの支援 7 介護施設・高齢者福祉施設等の整備
	3 安心してサービスを 受けることのできる村づくり	1 介護予防・日常生活支援総合事業 (地域支援事業) 2 包括的支援事業 (地域支援事業) 3 任意事業 (地域支援事業) 4 その他の事業・サービス

第4章 施策の展開

1 住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みづくり

(1) 地域包括支援センターの運営

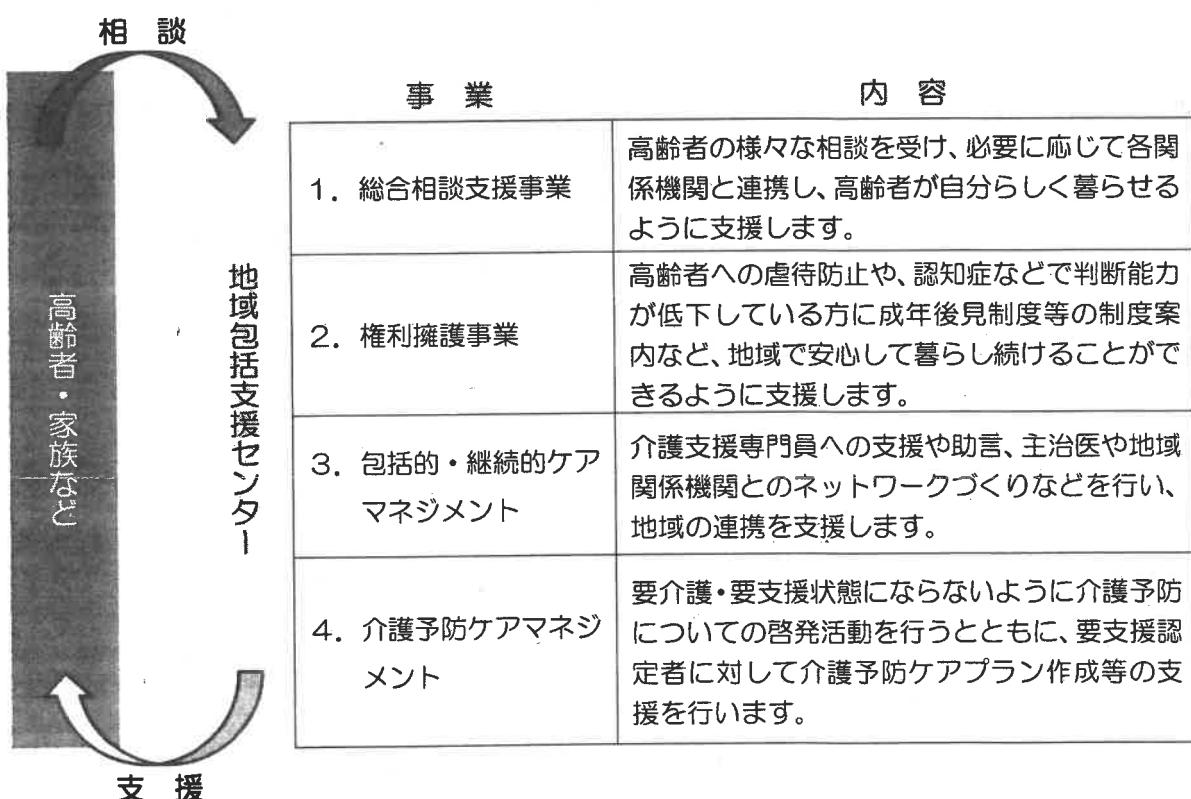
[参考：地域包括支援センターの位置づけと事業概要]

南山城村では、平成18（2006）年4月に地域における総合的なケアマネジメントを担う中核機関として、村直営で「地域包括支援センター」を創設し、運営してきました。

地域包括支援センターは、公正・中立な立場から、村内全体の介護予防事業、介護などに関する総合相談、高齢者虐待の防止等の権利擁護事業、ケアマネジャー支援等の事業などを一体的に担う南山城村の高齢福祉の重要な拠点です。

区分	内 容
運営方式	直営方式
配置職種	保健師 2名+社会福祉士 1名
主な事業	総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント、介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターの事業の概要は、次のとおりです。

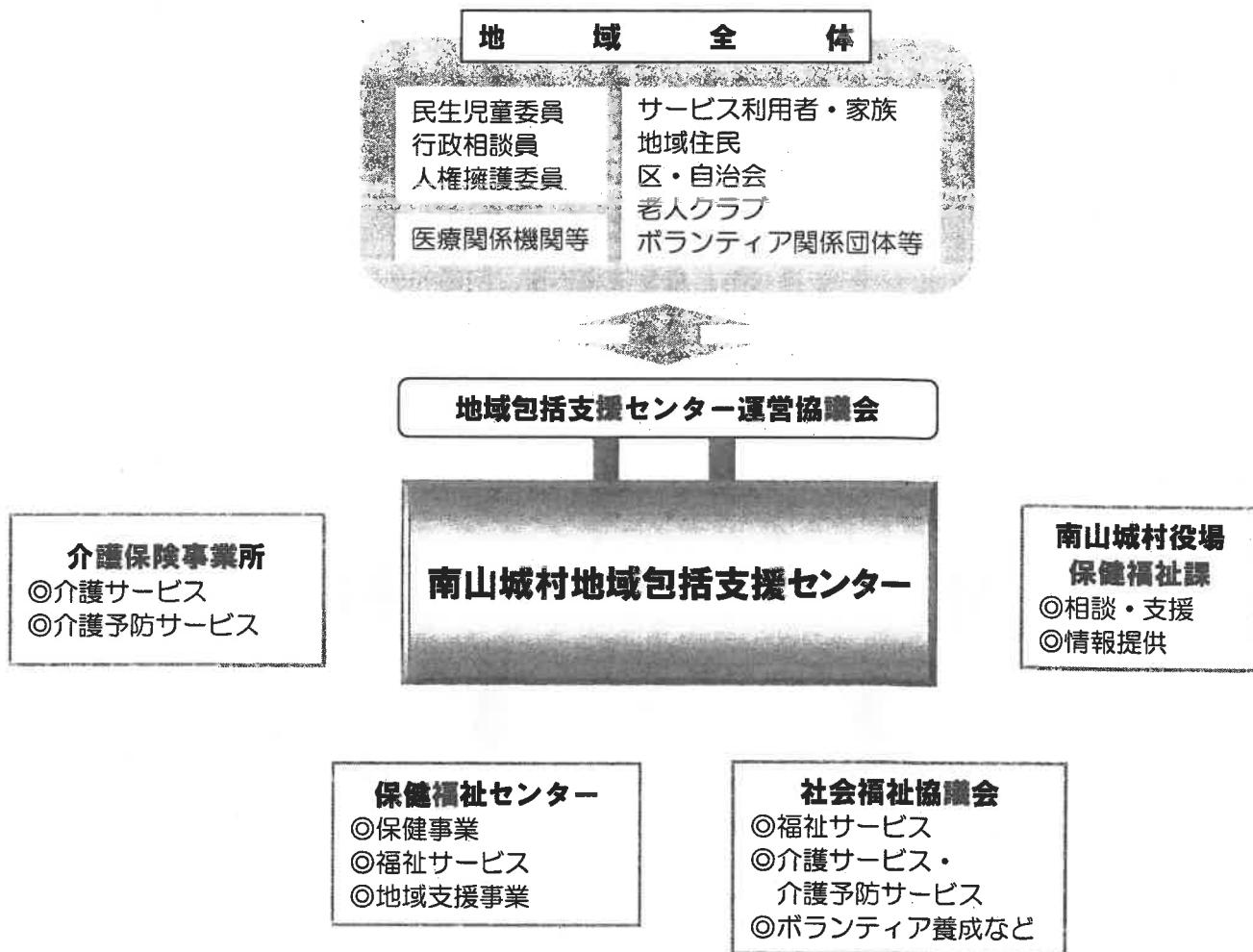


①地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターの運営については、南山城村全体の継続的な介護予防支援や介護等に関する総合相談、地域の介護に関するネットワークづくりを行っていくという性格から、公正・中立なものである必要があります。

そのため、「南山城村地域包括支援センター運営協議会」を設置し、運営の支援や人材の育成支援、中立性の確保に努めます。

■地域包括支援センターのイメージ図



②地域ケア会議の開催

地域包括支援センターを中心として、社会福祉協議会、ケアマネジャー、介護保険事業所等により地域の課題や高齢者に関する情報を共有・検討するために、村内の「地域ケア会議」に加え近隣町村との連携により「東部包括ネットワーク会議」を開催し、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるよう努めます。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

①地域包括ケアの推進

地域包括支援センターによる介護・福祉サービスの提供や、地域包括調整会議を通じた要支援者及び要介護者、要配慮者の状況ならびにその家族や地域のニーズ把握、さらには地域福祉活動のリーダーとしての役割を担っている民生児童委員、社会福祉協議会などとの連携による住民相互の支援により、地域包括ケアを推進し、住民の生活上の安全・安心・健康の確保・増進を図ります。

②多様な主体間の連携の推進

誰もがいつまでも安心して可能な限り地域で住み続けられるように、介護・医療・福祉等のサービスを一体的・体系的に提供する地域包括ケアシステムの構築に向けて、京都地域包括ケア推進機構*をはじめとする各関係機関や、民生児童委員や住民などを含めた地域における様々な関係者のネットワークとの連携を進めます。

*京都地域包括ケア推進機構は、介護や療養が必要になっても、住み慣れた地域で、24時間・365日安心して暮らせる「京都式地域包括ケアシステム」を実現するため、医療・介護・福祉・大学等のあらゆる各関係団体の参画により平成23(2011)年6月に設立した組織。

(3) 医療・介護の連携

①在宅医療・介護の連携強化

在宅で暮らし続けたいという高齢者のニーズを実現するためにも、これまで以上に医療・介護の連携の強化が求められている中で、本村においても、相楽医師会、木津川市、郡内町村との共同により、在宅医療拠点の設置、医療・介護の関係者等による合同研修、在宅医療（退院後の生活や在宅での看取り等）に関する啓発活動等を推進します。

また、伊賀・山城南定住自立圏共生ビジョンに基づいて、伊賀市と連携し、在宅での暮らしを支える救急医療体制の構築を推進します。

(4) 緊急通報体制整備

①緊急通報装置の設置

高齢者単身世帯や高齢者のみ世帯、重度心身障がい者等の居宅に緊急通報装置を設置し、地域の協力員との連携のもとで、急病などに備えています。

今後も民生児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターから対象者宅に設置を推進していくとともに、急病や緊急時に迅速、かつ適切に対応できるよう、引き続き整備体制の強化に努めます。

(5) 相談支援体制の維持

①総合的な相談支援体制の維持

地域包括支援センターを中心として要介護者等の実態把握に努め、一人ひとりの状態にあつた迅速かつ的確な支援に加え、夜間等の緊急時にも対応可能な体制を維持し、高齢福祉の推進を図ります。

多様化するニーズに応えられるよう、必要な研修の受講等により、窓口対応職員の資質の向上を図ります。

地域包括支援センターや関係機関等との連携を図りながら、利用者ニーズに対応した総合的なサービス調整を行うために、地域包括調整会議等を開催するとともに、ケアマネジャーを含む介護相談機関の指導支援を行います。

②苦情処理の対応

地域包括支援センターを中心に各職種が相互に連携・協働する体制のもと、利用者から寄せられた苦情等に対し、現場を確認する等、迅速に対応していきます。

2 豊かさを共有できる基盤づくり

(1) 基幹的な介護サービスの充実

①介護保険サービス量の確保

介護保険サービスの提供は、介護を必要とする人だけでなく、その家族等を支える上でも重要な中で、本村の高齢者人口等の動向を把握し、必要な介護保険サービスの量を見込むとともに、本村独自の介護人材の育成・確保に関する取り組み等を進めることで、適切な介護保険サービス量を確保し、必要なサービスが利用できる状況を維持していきます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業と介護保険サービスの関係性についても、広く住民に説明を行い、利用しやすい環境整備につなげていきます。

②介護・福祉のサービスの質の向上

要介護認定者等が安心して介護サービスを利用できるように、本人の健康状態や生活、要介護状態に応じた適切なケアプランのもと、質の高いサービス提供を促進します。

サービス事業所と連携し、ケアマネジャーとの情報交換等を積極的に行い、介護に携わる人材の資質向上につなげます。

地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議等により、行政機関、サービス事業所、医療機関、社会福祉協議会等との連携により情報共有を行い、一人ひとりに的確なケアが行えるよう支援体制の維持に努めます。

③介護・福祉のサービスの利用の促進

各サービスの内容や給付と負担の仕組み、保険料等について広報やパンフレットなどを通じて村民へ広く周知を図ります。

また、老人クラブ、サービス事業所、民生児童委員協議会、区長・自治会長などの各種団体への周知を進めます。

サービス事業所やケアマネジャーなどによるサービス利用者への説明と情報提供を行うなど、きめ細かな対応を図り、より一層の制度の普及啓発を進めます。

④介護保険の適正な運営

保険者として、公平・公正かつ効率的な運営をめざす観点から、要介護認定の信頼性向上に向けた取り組みやケアプランチェック、審査等により、適切な介護給付、介護予防給付を行います。

⑤保険料等の負担の平準化

保険料乗率の多段階化により、個々の所得に応じた保険料の負担となるように調整します。

村民税非課税等の低所得者が短期入所・施設サービス等を利用する場合、特定入所者介護サービス等の制度により、居住費・滞在費・食費について予め設定された負担限度額を超えた分を補足給付として介護保険で補います。

(2) 地域支援事業の充実

[参考：地域支援事業の内容]

地域支援事業は、介護予防の推進、また要介護状態となった場合も自立して住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援することを目的とした事業であり、地域包括支援センターが中心となって次のような事業を実施しています。

地域支援事業	事業	事業内容
	介護予防・日常生活支援総合事業	<ul style="list-style-type: none">○一般介護予防事業<ul style="list-style-type: none">・介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業・介護予防把握事業・一般介護予防事業評価事業○介護予防・生活支援サービス事業<ul style="list-style-type: none">・訪問型サービス・通所型サービス 等
	包括的支援事業	<ul style="list-style-type: none">○総合相談支援事業／権利擁護事業○包括的・継続的ケアマネジメント事業○介護予防ケアマネジメント事業○生活支援サービスの体制整備 等
	任意事業	<ul style="list-style-type: none">○介護給付費適正化事業○家族介護支援事業○その他の事業

①地域支援事業の充実

介護保険サービスに加えて、介護予防の視点を踏まえた多様な事業を推進し、住み慣れた地域における健康な暮らしの実現に努めます。

今後も必要な提供体制を確保するとともに、平成 29 (2017) 年4月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業等について、利用者のニーズを把握し、適宜内容の見直しを図っていきます。

(3) 認知症高齢者への支援

①認知症高齢者の早期発見・早期対応

医療機関や民生児童委員、サービス事業所などと連携し、認知症高齢者の早期発見に努め対策を講じるとともに、必要なサービスの提供を図ります。

また、平成 30 (2018) 年度から笠置町・和束町とともに設置される認知症初期集中支援チームにより、認知症またはそのおそれのある方の状況を把握し、認知症医療センター等の専門医療機関への受診や介護サービス等につなげ、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるためのサポートを進めていきます。

②認知症に関する理解の促進

地域全体で認知症高齢者を支えていくため、伊賀市と連携し認知症サポーターの養成を進めるとともに、認知症カフェの周知、認知症ケアパスの普及といった広報・啓発活動を通じて、住民の認知症に対する理解を促進します。

③認知症高齢者とその家族を支える体制の強化

認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、本人やその家族・親族などと十分なコミュニケーションを取り、不安や悩みに答えるとともに、社会参加の窓口や関係機関へとつなぐ認知症地域支援推進員や認知症リンクワーカーを配置し、相談支援の体制強化を進めます。

また、認知症高齢者とその家族が気軽に参加でき、情報交換等ができる場として、認知症カフェの継続的な実施に努めます。

指 標	実 績			見込み		
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
認知症カフェ実施回数（回）	0	2	6	6	6	6
認知症カフェ参加者数（人）	0	49	150	150	150	150

④認知症高齢者を支えるネットワークの維持

地域支援センターを中心に、地域住民を含む、行政・医療・福祉関係者などによる認知症高齢者見守りネットワークを構築しており、平成29（2017）年から民生児童委員の定例会に地域包括支援センターの職員も参加する等、情報共有を進めています。

今後も見守りから早期発見・早期診断、適切なケアの提供など、認知症高齢者とその家族を支える体制の維持・拡充に努めます。

（4）高齢者の虐待防止と権利擁護

①高齢者虐待の防止

高齢者虐待防止法に基づき、定期的な研修等による介護職員の虐待に関する知識の普及や介護家族の支援等に努めます。

高齢者虐待を周囲が察知し、適切に対応できるように、地域住民や民生児童委員、社会福祉協議会など関係機関と連携し、必要な場合は老人福祉施設などの施設への措置入所などの対応を行います。

②尊厳の保持と権利擁護

高齢者の権利擁護については、虐待や身体拘束の禁止、適切な財産管理、消費者被害の防止等、多種多様な対応が必要となっており、成年後見制度や市民後見人、日常生活自立支援事業や社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の活用を促進するとともに、包括ケア会議や民生児童委員会の会議等で、行政・民生児童委員・介護支援専門員・地域住民等が情報交換・共有を行うなど安心、安全に暮らせるように努めます。

(5) 高齢期の健康づくりの推進

①基礎的な健康づくりの推進

健康手帳の交付、健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導などの保健事業を推進します。また、対象年齢により、健康増進事業・地域支援事業と取り組みの枠組みは異なりますが、それぞれのライフステージに応じた健康増進の取り組みを進めます。

栄養・食生活の改善、運動・身体活動の習慣化及び禁煙などによる健康づくりは介護予防の基礎となることから、村民の健康の保持・増進の観点から、保健福祉センターを中心として、健康づくりと糖尿病重症化予防等の生活習慣病対策の推進に努めます。

②介護予防・重度化抑制の推進

介護予防対象者について、引き続き把握していくとともに、伊賀市との連携により地域で認知症・介護予防事業を実施するいきいきサロン等に講師を派遣し、一般高齢者も利用可能な、住民等が主体となった介護予防の場、サービスについて今後も維持・充実に努めます。

また、必要に応じて京都府リハビリテーションセンターの活用を行い、個別の状況に合わせたりハビリの相談に応じていきます。さらに、伊賀市との連携により、地域で運動や認知症予防を中心とした介護予防活動を実践する介護予防リーダーを養成します。

(6) 生きがい活動・居場所づくりの支援

①老人クラブ活動の支援

老人クラブは、地域を基盤に形成された組織であり、仲間づくりを通して自らの健康づくり、文化・スポーツ活動、さらには各地区での社会福祉活動などのボランティア活動など様々な活動を展開しています。

老人クラブが行う各種活動は、健康づくりや介護予防、地域における交流の促進や生きがいづくり支援などに大きく寄与することから、その活動に対して支援を行います。

②高齢者の雇用促進

元気な間は社会のために働きたいという人を支援していくために、その人が培ってきた知識、技能、経験を地域社会の需要に応えて活かすことのできる仕組みづくりを、関係団体と協議しながら進めるとともに、就労につながる地域資源や人材の発掘に努めます。

③地域福祉への参画

地域の支え合い活動において、今後も主要な担い手として活躍が期待される元気な高齢者等について、「高齢者のつどい」や「敬老会」をはじめ、様々な活動への積極的な参加を、関係団体と協力して促進します。

社会福祉協議会や老人クラブなどのボランティア活動を支援し、地域の高齢者の社会活動を促進します。

(7) 介護施設・高齢者福祉施設等の整備

①地域の実態を踏まえた施設整備の推進

今後の高齢化の進展や要介護認定者の増加に備え、住み慣れた地域で暮らし続けられる多様な生活に応じた居宅支援を充実させるため、予防段階からの包括ケアの推進に向けて、通所介護・訪問介護・短期入所生活介護（村外の施設利用）等の既存サービスに加え、社会福祉協議会をはじめとした関係機関と連携を取り南山城村の地域に密着した「宿泊サービス」の拡充に向けた調整を行い、施設整備に取り組みます。

3 安心してサービスを受けることのできる村づくり

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）

①一般介護予防事業

ア 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布等を行い、地域での自主的な介護予防に資する活動を育成、支援します。

具体的内容	■健康相談・健康教育事業 ○生活習慣病の予防、健康増進等を図るため、保健師による健康相談・健康教育を行います。
今後の方針	○地区公民館等での実施を通じ、積極的に地域の健康づくりを支援していきます。

イ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修や、介護予防に資する地域活動の組織の育成・支援などを行います。

具体的内容	■はつらつ健康運動教室 ○40歳以上の人を対象に、心身機能の維持・回復を図ることを目的に実施します。
今後の方針	○要支援・要介護状態にならないよう、本事業による介護予防を推進します。 ○参加者が地域の核となって予防活動を普及することを促進します。

指 標	実 績			見込み		
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
はつらつ健康運動教室参加者数 (人)	1,710	2,102	2,043	2,100	2,100	2,100

ウ 介護予防把握事業

訪問活動を担う保健師や主治医との連携等により、生活機能に関する状態や、閉じこもり等の支援を必要とする高齢者の実態を把握し、介護予防活動につなげます。

具体的内容	<p>■高齢者実態把握事業</p> <p>○要支援の認定状況や「基本チェックリスト」によるチェックなどを実施し、介護予防が必要な対象者を把握します。</p>
今後の方針	<p>○加齢等によって要介護状態の重度化等を抑制するために、地域包括支援センターを中心として、対象者の把握に努めます。</p>

エ 一般介護予防事業評価事業

地域包括支援センターを中心として、各事業が適切かつ効率的に実施されているかどうか、年度ごとに事業評価を行っていきます。

②介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス

要支援の認定者、「基本チェックリスト」によりサービス事業対象者と認定された方を対象に、保健師などがその人の居宅等を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握し、評価した上で、必要とされる相談・指導を行います。

具体的な内容	<p>■サービス事業対象者訪問指導事業</p> <p>○対象者の閉じこもり予防として、保健師の個別訪問により、積極的に通所型サービスに参加できるよう指導を行います。</p> <p>■配食サービス</p> <p>○低栄養状態の事業対象者に配食サービスを実施します。</p>
今後の方針	<p>○栄養面での配慮を重視し、事業の対象者の低栄養状態などの予防、改善を支援するとともに、安否確認を同時に行うなど、介護予防・生活支援サービスとしての幅広い活用を行います。</p>

指標	実績			見込み		
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
配食サービス利用者数(人)	2,103	2,059	2,168	2,200	2,200	2,200

イ 通所型サービス

要支援の認定者、「基本チェックリスト」によりサービス事業対象者と認定された方を対象に、介護予防を目的として、通所による「運動器の機能向上」、「栄養改善」等に効果があると認められる事業を実施します。

具体的な内容	■転倒骨折予防教室 ○寝たきりの主要な要因である転倒による骨折を防ぐことを目的に、保健師・運動講師等が月に2回の教室を開催します。 ○同教室では、認知症予防、閉じこもり予防を目的とした交流も行います。
今後の方針	○今後も、より効果的な事業メニューについての検討を進めます。

指標	実績			見込み		
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
転倒骨折予防教室参加者数(人)	425	442	420	440	440	440

(2) 包括的支援事業（地域支援事業）

①総合相談支援事業／権利擁護事業

介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を行うために次のような事業を実施します。

- 1：地域における様々な関係者とのネットワークを通じた高齢者等の心身の状況や家庭環境等についての実態把握
- 2：サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援（支援方針に基づく様々なサービス等への利用へのつなぎ）
- 3：権利擁護の観点からの対応が必要な人への支援

②包括的・継続的ケアマネジメント事業

主治医、ケアマネジャーなどの多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、地域のケアマネジャー等に対する個別相談窓口を設置します。

これにより、ケアプラン作成技術の指導や、日常的個別指導・相談、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導助言、医療機関を含む関係施設やボランティアなど様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備など、包括的・継続的なケア体制の構築等を行います。

具体的な内容	■包括調整会議 ○地域包括支援センター、ケアマネジャー、ホームヘルパー、サービス事業所、行政機関等が困難事例等について包括調整会議を実施します。それらが連携し合いながら、住民が安心して暮らせるよう関係機関へつなぐとともに、多面的な支援を行います。
今後の方針	○今後とも、引き続き包括調整会議を実施し、それぞれが連携し合いながら、住民が安心して暮らせるよう関係機関へつなぐとともに、多面的な支援を行っていきます。

③介護予防ケアマネジメント事業

自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とし、南山城村がスクリーニングをし、地域包括支援センターに提示した介護予防事業対象者の名簿に基づいて、次のようなプロセスにより事業を実施します。



④生活支援サービスの体制整備

生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画する協議体について、定期的な情報共有及び連携強化の場として活用し、生活支援サービスの体制整備を推進していきます。

また、生活支援を担うボランティアの養成や、社会福祉協議会や民間事業者等との連携による一人暮らし高齢者等の見守り・声かけを推進し、住み慣れた地域における暮らしの実現につなげていきます。

(3) 任意事業（地域支援事業）

①介護給付等費用適正化事業

必要な介護サービスが提供されているかの検証、制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供により、介護サービスの適正利用と介護給付費の適正化を図ります。

②家族介護支援事業

ア 家族介護教室

要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術を習得することを目的とした教室の開催を図ります。

具体的内容	■介護者教室・介護者交流事業 ○在宅で介護を行っている家族に対し、知識・技術向上のための教室を開催するとともに、精神的な負担の軽減のための交流事業を推進します。
今後の方針	○地域包括支援センターと保健福祉課の連携のもと、事業の充実に努めます。

イ 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊のある人の行方不明時の早期対応、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問などを推進します。

具体的な内容	■高齢者見守り隊との連携 ○社会福祉協議会を中心とした、民生児童委員、ボランティア等から構成されている「高齢者見守り隊」と連携し、見守り活動を実施します。
今後の方針	○「高齢者見守り隊」の協力と地域包括支援センターとの情報交換などにより、見守り活動を引き続き実施するとともに、認知症カフェやイベントなどで地域への定着化を図ります。

ウ 家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

具体的な内容	■在宅高齢者等紙おむつ購入補助事業 ○要介護3以上で、在宅介護を受けている常時紙おむつを必要とする人を対象に、1ヶ月につき5,000円を上限として、おむつ購入の助成金を支給し、家族介護者の経済的負担の軽減を図ります。
今後の方針	○おむつ購入の助成金を支給するとともに、広報、チラシ、パンフレットなどにより事業の周知を図ります。

指標	実績			見込み		
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
在宅高齢者等紙おむつ購入補助事業利用者数(人)	63	81	80	80	80	80

(4) その他の事業・サービス

①訪問理美容サービスの実施

老衰や心身の障がい及び傷病等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難な在宅の方に対して、衛生上・精神上の介護予防としても有効な、居宅で手軽に利用できる理美容のサービスを提供し、在宅での快適な暮らしの充実を図ります。

指標	実績			見込み		
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
訪問理美容サービスの延利用人数(人)	38	51	40	45	45	45

②外出支援サービスの提供

公共交通不便地域である本村において、移動が困難と認定された高齢者等に対して、疾病予防や医療機関への受診ができるように、居宅と医療機関等との間の送迎を行い、在宅での暮らしの実現につなげます。

指 標	実 績			見込み		
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
外出支援サービスの利用実人数 (人)	391	374	370	380	380	380
外出支援サービスの延利用回数 (回)	953	928	1,100	1,200	1,200	1,200
外出支援サービスの1人あたり 利用回数 (回／人)	2.4	2.4	3.0	2.9	2.9	2.9

③後期高齢者医療人間ドック検診事業

75歳以上の人の健康の保持、疾病予防を図ることを目的として人間ドック検診・脳ドック検診を実施しており、その費用の一部を負担します。

3 サービス利用量の推計

- 平成 27～29（2015～2017）年度値は介護保険事業状況報告に基づいて地域包括ケア「見える化」システムに自動入力された実績値。なお、平成 29（2017）年度値については9月までの月報値をベースに季節変動等を見込んで算出された数値であり、実際の値とは異なる場合がある
- 平成 30（2018）年度以降は地域包括ケア「見える化」システムを用いた推計値となる

【予防給付利用量の見込み】

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、平成 30（2018）年度から介護予防・日常生活支援総合事業に完全移行するため、予防給付としては計上されません。これに伴い、介護予防支援の利用者数についても今後減少する見込みです。

一方で、認定者数の増加や近年の利用動向、療養病床からの追加的需要及び介護離職ゼロに向けたサービス利用増を踏まえ、介護予防訪問介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与について利用増加が見込まれます。

予防給付	第6期			第7期			第9期
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問介護	人／月	5	5	2			
介護予防訪問入浴介護	回／月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回／月	25.8	37.3	22.5	43.0	43.0	43.0
	人／月	4	5	3	6	6	7
介護予防訪問リハビリテーション	回／月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人／月	0	1	0	0	1	1
介護予防通所介護	人／月	14	12	10			
介護予防通所リハビリテーション	人／月	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	日／月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	日／月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	日／月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人／月	18	20	22	24	25	25
特定介護予防福祉用具購入費	人／月	1	0	1	1	1	1
介護予防住宅改修	人／月	1	1	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	人／月	0	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	回／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人／月	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人／月	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	人／月	33	35	32	30	27	28
							31

※回（日）数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数

【介護給付利用量の見込み】

認定者数の増加や近年の利用動向、療養病床からの追加的需要及び介護離職ゼロに向けたサービス利用増を踏まえ、在宅サービスは全体的に微増する方向で見込んでいます。

施設・居住系サービスについては、村内における設置予定等がないことから、現在の利用状況に沿った見込みとしています。

介護給付	第6期			第7期			第9期
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
(1) 居宅サービス							
訪問介護	回／月	368.3	384.8	366.6	422.6	409.4	409.4
	人／月	21	22	29	25	25	25
訪問入浴介護	回／月	15.9	20.5	16.0	21.7	18.1	18.1
	人／月	5	6	5	6	5	5
訪問看護	回／月	55.1	60.2	46.2	65.7	65.7	92.4
	人／月	7	7	4	8	8	11
訪問リハビリテーション	回／月	8.3	11.8	16.3	11.8	11.8	11.8
	人／月	1	1	1	1	1	1
居宅療養管理指導	人／月	4	6	4	7	7	7
通所介護	回／月	317.8	373.5	475.8	438.4	432.8	439.7
	人／月	41	47	55	56	56	57
通所リハビリテーション	回／月	3.8	3.5	3.3	3.8	3.8	7.6
	人／月	1	1	1	1	1	2
短期入所生活介護	日／月	323.0	285.0	384.3	311.0	298.2	298.2
	人／月	19	17	22	18	17	17
短期入所療養介護（老健）	日／月	14.7	18.4	10.9	10.8	10.8	21.6
	人／月	2	2	1	1	1	2
短期入所療養介護（病院等）	日／月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人／月	54	58	65	66	67	68
特定福祉用具購入費	人／月	1	1	1	1	1	1
住宅改修費	人／月	1	2	1	2	2	3
特定施設入居者生活介護	人／月	2	2	1	2	3	5
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人／月	1	1	1	1	1	1
夜間対応型訪問介護	人／月	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回／月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人／月	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人／月	1	1	1	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	人／月	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人／月	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人／月	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回／月		1.3	1.5	0.0	4.7	4.7
	人／月		0	0	0	1	1
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	人／月	30	32	32	35	35	35
介護老人保健施設	人／月	13	15	14	13	13	13
介護医療院	人／月				0	0	0
介護療養型医療施設	人／月	3	3	2	2	2	4
(4) 居宅介護支援	人／月	74	79	91	90	93	107

*回（日）数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数

4 総給付費の推計

- 平成27~29(2015~2017)年度値は介護保険事業状況報告に基づいて地域包括ケア「見える化」システムに自動入力された実績値。なお、平成29(2017)年度値については9月までの月報値をベースに季節変動等を見込んで算出された数値であり、実際の値とは異なる場合がある
- 平成30(2018)年度以降は地域包括ケア「見える化」システムを用いた推計値となる

【総給付費の見込み】

(単位:千円)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
予防給付費	10,331	10,919	9,645	6,830	6,838	6,870	7,602
介護給付費	261,385	270,264	281,772	280,752	279,920	280,599	299,078
総給付費	271,716	281,183	291,417	287,582	286,758	287,469	306,680

※年間累計の金額

【予防給付費の見込み】

(単位:千円)

予防給付	第6期			第7期			第9期
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問介護	815	959	470	/	/	/	/
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	869	1,272	745	1,501	1,502	1,502	1,736
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	39	55	0	0	87	87	87
介護予防通所介護	3,996	3,745	3,330	/	/	/	/
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	1,558	1,815	2,261	2,157	2,240	2,218	2,551
特定介護予防福祉用具購入費	106	99	149	218	218	218	218
介護予防住宅改修	1,183	1,115	1,010	1,332	1,332	1,332	1,332
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	1,763	1,858	1,680	1,622	1,459	1,513	1,678
合計	10,331	10,919	9,645	6,830	6,838	6,870	7,602

※年間累計の金額

※四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合があります

【介護給付費の見込み】

(単位:千円)

介護給付	第6期			第7期			第9期 平成37年度 (2025)
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	
(1) 居宅サービス							
訪問介護	12,540	13,538	12,804	15,025	14,433	14,433	14,848
訪問入浴介護	2,507	3,249	2,457	3,456	2,884	2,884	2,310
訪問看護	1,973	2,138	1,511	2,391	2,392	2,392	3,298
訪問リハビリテーション	278	392	538	393	393	393	393
居宅療養管理指導	647	723	638	897	757	757	616
通所介護	30,466	32,531	40,468	37,900	36,688	37,216	39,800
通所リハビリテーション	416	391	384	426	426	426	853
短期入所生活介護	31,857	27,608	37,339	30,080	28,676	28,676	28,037
短期入所療養介護（老健）	1,905	2,361	1,359	1,337	1,338	1,338	2,675
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	9,165	10,356	10,659	11,367	11,313	11,364	12,037
特定福祉用具購入費	349	388	332	296	296	296	296
住宅改修費	947	2,765	2,210	3,146	3,146	3,146	4,439
特定施設入居者生活介護	5,379	3,162	2,860	4,096	6,147	6,147	10,245
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,970	3,643	3,780	3,661	3,663	3,663	3,663
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	1,441	3,022	2,083	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護		149	147	0	602	602	602
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	88,532	91,372	93,337	101,912	101,958	101,958	101,958
介護老人保健施設	44,130	47,224	45,872	40,448	40,466	40,466	40,466
介護医療院				0	0	0	15,148
介護療養型医療施設	13,306	11,890	7,133	8,906	8,910	8,910	
(4) 居宅介護支援	12,577	13,361	15,861	15,015	15,432	15,532	17,394
合計	261,385	270,264	281,772	280,752	279,920	280,599	299,078

※年間累計の金額

※四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合があります

5 標準給付費等の見込み

(1) 標準給付費

総給付費や特定入所者介護サービス費等給付額等を含む標準給付費については、第7期（平成30～32（2018～2020）年度）で約9億7千7百万円を見込んでいます。

（単位：円）

	第7期			第9期
	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	287,506,210	290,085,523	294,252,793	313,914,921
総給付費	287,582,000	286,758,000	287,469,000	306,680,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	75,790	112,226	112,757	122,460
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	3,439,749	6,896,550	7,357,381
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）	25,135,000	25,436,620	25,738,240	25,738,240
特定入所者介護サービス費等給付額	25,135,000	25,436,620	25,738,240	25,738,240
補足給付の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額	8,344,820	8,546,704	8,751,002	9,265,766
高額医療合算介護サービス費等給付額	804,320	813,972	823,624	823,624
算定対象審査支払手数料	276,000	276,000	276,000	276,000
標準給付費見込額	322,066,350	325,158,819	329,841,659	350,018,551
	977,066,828			

- ◇一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額とは、制度改正に伴い、一部利用者において自己負担分割合が3割となることによる給付額の減額調整額
- ◇消費税率等を勘案した影響額とは、平成31（2019）年10月に予定されている消費税率の改定及び介護職員の処遇改善にかかる総給付費への影響額

※四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合があります

(2) 地域支援事業費

地域支援事業費については、第7期（平成30～32（2018～2020）年度）で約3千9百万円を見込んでいます。

（単位：円）

	第7期			第9期
	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
介護予防・日常生活支援総合事業費	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000
包括的支援事業・任意事業費	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000
地域支援事業費	13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000
	39,000,000			

